

東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機におけるプルサーマル
実施に係る安全確認のためのプロジェクトチーム設置要綱

(趣 旨)

第1条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機におけるプルサーマル実施に係る安全確認のため、原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定に基づき、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会安全対策部会に、県及び立地町によるプロジェクトチームを設置する。

(名 称)

第2条 プロジェクトチームの名称は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機におけるプルサーマル実施に係る安全確認のためのプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）とする。

(所掌事項)

第3条 プロジェクトチームは、次の業務を所掌する。

- (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機におけるMOX燃料の装荷、装荷後の原子炉の運転等に係る取組状況の確認に関すること。
- (2) その他安全確認及び信頼性向上のために必要と認められること。

(組 織)

第4条 プロジェクトチームは、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- 2 構成員は、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会安全対策部会の委員を兼ねることができる。

(主 任)

第5条 プロジェクトチームに主任及び副主任を置き、主任は福島県原子力安全対策課長を充て、副主任に主任が指名する者をもって充てる。

- 2 主任は、プロジェクトチームを主宰する。
- 3 副主任は、必要に応じて主任の職務を代理する。

(運 営)

第6条 主任は、必要に応じて会議を招集し、又は現地確認を主宰する。

- 2 主任は、必要に応じて福島県原子力行政連絡調整会議専門委員又は構成員以外の者を会議に出席させ、又は現地確認に同行させることができる。
- 3 主任は、会議又は現地確認による確認結果を福島県原子力発電所安全確保技術連絡会などにおいて公表することができる。

(補 則)

第7条 プロジェクトチームの庶務は、福島県生活環境部原子力安全対策課において処理する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関して必要な事項及びこの要綱に定めのない事項については、その都度協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年8月17日から施行する。

別表（第4条関係）

機 関 名	役 職 及 び 人 数	合計人数
福島県原子力安全対策課	課長及び課長が指名する者3名	4
福島県原子力センター	所長が指名する者2名	2
双葉町企画課	課長及び課長が指名する者1名	2
大熊町企画調整課	課長及び課長が指名する者1名	2